

〔論 説〕

## NFT（ノンファンジブルトークン）の損失に対する

### 損益通算・雑損控除の適用

#### —NFTの「生活に通常必要でない資産」該当性—

泉 絢 也

#### I 研究の目的

前稿<sup>(1)</sup>に引き続き、ノンファンジブルトークン（Non-Fungible Token。以下「NFT」という）の課税関係を考察しつつ、関係法令等の問題点を指摘する。NFTとは、非代替性トークンのことであり、ブロックチェーン上で発行される、トークン自体に固有の値や属性をもたせた代替性のないデジタルトークン（証券）である<sup>(2)</sup>。ブロックチェーン上のトークンは、通常の場合、一つひとつに個性がなく、同じトークンが多数存在する。これに対して、NFTでは、同じものは存在せず、一つひとつのトークンが他のトークンと区別できる個性を付与しうる。この性質を利用して、特定物や特定のデジタル資産をNFTに表章させて、ブロックチェーン上で取引可能なものにできる<sup>(3)</sup>。両者のつながりは、「表章」、「紐付け」、「裏付け」などの語で表現することができる。

NFTは、通常、裏付けとなる資産の存在しない暗号資産と異なり、トークンによって表章される裏付け資産が存在し、関係当事者はこれも取引の対象としていると解される。そして、今回も、主としてアート（実物絵画と、デジタルコンテンツとりわけデジタル絵画）に紐付けられたNFTを素材として考察を進める。また、実物絵画又はデジタル絵画がNFTに紐付けられており、「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」又は「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」（「NFTに紐付けられたデジタル絵画を一定の方法で利用できる契約上の地位」も含む<sup>(4)</sup>）のいずれかの権利を表章するNFTを考察の前提とする。NFTそれ自体が、暗号資産（資金決済2⑤）、前払式支払手段（資金決済3①）、又は有価証券（電子記録移転権利等。金商2等）に該当するケースも絶無ではないと解されるが、議論が複雑化するため、このようなNFTは考察の対象外とする。

前稿では、営利を目的として継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が他者から購入等した「実物絵画と結び付いているNFT」を譲渡した場合は

(1) 以下、前稿とは、泉絢也「NFT（ノンファンジブルトークン）の譲渡による所得は譲渡所得か？非課税所得か？」千葉商大論叢 59巻3号掲載予定の論文のことを指す。

(2) 河合健ほか「デジタルマネー・デジタルアセットの法的整理第3回 各論2『ノン・ファンジブル・トークン及びセキュリティトークンに係る法規制』」NBL1161号78頁以（2020）、長瀬威志ほか「NFTと法律関係第1回 NFTの仕組みと私法上の整理」NBL1202号61頁（2021）、天羽健介＝増田雅史編著「NFTの教科書」181頁〔増田雅史＝古市啓〕（朝日新聞出版2021）参照。

(3) 河合ほか・前掲注(2)78頁参照。

「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」という資産を譲渡したことになり、また、「デジタル絵画と結び付いているNFT」を譲渡した場合は「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡したことになり、いずれの場合も、その譲渡による所得は所得税法上の譲渡所得に該当するという見解を示した。本稿も基本的にはこのような個人の有するNFTを考察の対象とする。NFTに特有の課税関係を考察する際の着眼点として、①NFTそのもの、②NFTに紐付けられた資産ないし権利、③その紐付けの態様(例えば、コンテンツのデータ等は、オンチェーン又はオフチェーンであるか、HTTP(Hyper Text Transfer Protocol)又はIPFS(Inter Planetary File System)によって管理されているかなど)の3つがあり、どれに着目するかによって見えてくる光景は異なるところ、上記の見解は、基本的には②に着目すべきであることを前提としており、本稿もこれに従う。

譲渡所得該当性が認められるとその先に分かれ道があり、現行法の下では、NFTが実物絵画とデジタル絵画のどちらと結び付いているかによって課税関係が異なりうることも指摘した。すなわち、「NFTに紐付けられた実物絵画の所有権」を有する個人がこれを他人に譲渡した場合において、自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供するものであって、その価額が1つ30万円以下であれば、所得税法9条1項9号の適用があり、その譲渡益は非課税となりうる一方、譲渡により損失が出る場合には、同条2項1号により、その損失相当額はないものとされ、損益通算どころか内部通算もできない。

これに対して、「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡した場合の譲渡益については、所得税法9条1項9号の適用はなく、原則どおり課税対象となる代わりに、その譲渡損失については、同条2項1号の適用がなく、その損失相当額がないものとされることはない。所有権の客体は物であり、不動産以外の物を動産といい、物とは有体物をいい(民85, 86②, 206)、かつ動産は有体物に限定されるという理解を前提とするならば、有体物ではないデジタル絵画に対しては所有権を観念できない。NFT、デジタル絵画、これを利用する権利のどれをとっても、有体物ではなく、動産に該当しない。

「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」は、所得税法9条1項9号の資産に該当すると解しうるものの、同法施行令25条の生活に通常必要な動産ではないことが明らかであるため、同号の適用はない。それでは、この譲渡損失の取扱いがどうなるかという、その譲渡損失については、NFTが所得税法施行令178条1項の「生活に通常必要でない資産」に該当するものとして、内部通算はできるものの損益通算が制限されると

(4) 参考として、井上乾介ほか「NFTと法律関係第3回 NFTの著作権法」NBL1207号98頁(2021)における次の見解を参照。

デジタルコンテンツを表章するNFTであるコンテンツNFTの保有を「コンテンツNFTを構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位の保有」とした場合、コンテンツNFTの譲渡の法的構成として、次の2つがある。第1に、より素朴な構成として「譲渡人がコンテンツNFTを構成するデジタルコンテンツを一定の方法で利用できる契約上の地位を譲受人に譲渡する行為」(契約上の地位の譲渡)と構成する。第2に、コンテンツNFTを保有することをデジタルコンテンツの利用許諾の条件とし、コンテンツNFTの譲渡によりコンテンツNFTの保有を失った時点で譲渡人との利用許諾契約が自動的に終了し、コンテンツNFTの保有を獲得した時点で譲受人との利用許諾契約が自動的に発生すると構成する。民法や著作権法は、第1の構成につき著作権者の承諾(著作63②)を要求する以外には特段のルールを示しておらず、いずれの法的構成を採用するかは、関係当事者の合意による。

いう見解も示した。「NFTに紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」に係る損失については、さらに奥地へと道が続くことになる。本稿では、個人の保有するNFTが「生活に通常必要でない資産」に該当するか否かという点を中心に考察を進める。

具体的には、実物絵画をNFTに紐付けた場合においては、基本的には、その1つの価額が30万円を超えるか否かという形式的な金額基準により、損益通算と雑損控除の適用が排除される「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される一方、デジタル絵画をNFTに紐付けた場合においては、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという、主たる所有目的により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断されるという見解を示す。その上で、両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは、所得税法施行令25条において同法9条1項9号の適用対象資産を動産に限定していることが影響していることを指摘するとともに、このような構造を採用することへの疑問を提起する。

## II 現行制度の概要

所得税法施行令25条は、同法9条1項9号に規定する政令で定める資産について、「生活に通常必要な動産」のうち、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属等又は美術工芸品等以外のものとしている。かかる同法施行令25条による動産限定の影響は、「生活に通常必要な動産」の取扱いのほか、「生活に通常必要でない資産」に係る損失の取扱いにも影響を及ぼしている。「生活に通常必要な動産」を要件に取り込んでいる規定群（以下、「『生活に通常必要な動産』グループ」という）と「生活に通常必要でない資産」を要件に取り込んでいる規定群（以下、「『生活に通常必要でない資産』グループ」という）に分けてその取扱いの概要をまとめると次のようになる。

グループ	各動産又は資産の課税上の取扱い
「生活に通常必要な動産」グループ（30万円超の貴金属等及び美術工芸品等を除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益は非課税である（所得税9①九）。</li> <li>・ 譲渡損失はないものとされる（所得税9②一）。</li> <li>・ 災害、盗難又は横領による損失については、雑損控除の適用がある（所得税72①）。</li> </ul>
「生活に通常必要でない資産」グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲渡益は、非課税規定（所得税9①九）の適用がないため、原則どおり課税される。</li> <li>・ 譲渡損失は、内部通算は可能であるが損益通算はできない（所得税69②）。</li> <li>・ 災害、盗難又は横領による損失については、雑損控除の適用はないが（所得税72①）、損失を受けた年分又は翌年分の譲渡所得の金額から控除される（所得税62①）。</li> </ul>

「生活に通常必要な動産」グループを巡るNFTの課税関係については前稿で考察を行ったため、以下では、「生活に通常必要でない資産」グループを巡るNFTの課税関係を考察する。

### 1 「生活に通常必要でない資産」の災害等による損失

災害、盗難又は横領により、「生活に通常必要でない資産」について受けた損失の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く）は、

その者のその損失を受けた日の属する年分又はその翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなされる(所得税62①)。「生活に通常必要でない資産」に係る災害等による損失は、後述の雑損控除の適用はないものの、その年又は翌年に譲渡所得がある限りにおいて、各年分の譲渡所得から控除されるということである。

## 2 損益通算

「生活に通常必要でない資産」に係る損失については、他の所得との損益通算が制限されている。所得税は、納税者の各暦年に生じた所得を10種類の所得に区分して把握し、さらに、これを総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に区分(一定の所得については、申告分離課税とされる)した上で、最終的にはこれを総合した上で租税負担をさせようとしている。この場合、ある所得に損失が生じたときは、これを他の所得から控除して課税対象となるべき所得の金額を確定させるのが、適正な租税負担の考え方に合致する。反面、所得の性質から見て、他の所得から控除するのが適当ではない損失もある。所得税法69条は、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額の他のそれぞれの所得の金額からの控除につき、その控除の順序を明らかにするとともに、「生活に通常必要でない資産」に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額等については、他の所得からの控除につき一定の制限があること等を明らかにしている。この場合、ある所得の損失を他の所得から控除することを損益通算という<sup>(5)</sup>。

すなわち、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の順序により、他の各種所得の金額から控除される(所得税69①)。この場合において、上記損失の金額のうち所得税法62条1項に規定する「生活に通常必要でない資産」に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額については当該競走馬の保有に係る雑所得の金額から控除するものとし、これ以外の損失及び当該控除をしてもなお控除しきれないものについては生じなかったものとみなされる(所得税69②、所得税令202)<sup>(6)</sup>。

## 3 雑損控除

個人又はその者と生計を一にする配偶者その他の一定の親族でその年の総所得金額等が48万円以下である者が有する資産について、災害、盗難又は横領による損失が生じた場合(その災害等に関連してその居住者が一定のやむをえない支出をした場合を含む)には、その年における当該損失の金額のうち一定の金額を、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除することができる(所得税72)。この雑損控除の対象となる資産からは、所得税法62条1項の「生活に通常必要でない資産」及び同法70条3項の棚卸資産や事業用資産等が除かれている。

(5) 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法』4522頁(第一法規加除式)参照。

(6) 対象となる損失の性質は、譲渡による損失がほとんどと思われるが、文言上はこれに限られないという指摘として、岡村忠生『所得税法講義』58頁(成文堂2007)参照。

#### 4 「生活に通常必要でない資産」の取扱い

所得税法 62 条 1 項の「生活に通常必要でない資産」とは何か。この点については、同項の委任を受けた同法施行令 178 条 1 項が次のとおり定めている。

所得税法 178 条 1 項（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）  
法第 62 条第 1 項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産
- 二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）
- 三 生活の用に供する動産で第 25 条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの

NFT の課税関係を議論する上では、①射こう的行為の手段となる「動産」(1号)<sup>(7)</sup>、②自己及び自己と生計を一にする親族が主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する「資産」(2号)、③生活の用に供する「動産」で所得税法施行令 25 条の規定に該当しないもの(3号)が、「生活に通常必要でない資産」に該当するということをまず確認する必要がある。特に、各号が「動産」と「資産」のいずれを対象としているのか、という視点をもつべきである。

### Ⅲ 規定の沿革・趣旨等

#### 1 昭和 36 年度改正

損益通算の規定は昭和 22 年の改正で設けられた。その後、昭和 36 年の改正で、所得税法 9 条の 3 第 1 項に「(主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。）」という括弧書が挿入された<sup>(8)</sup>。これを受けて、同法施行規則 7 条の 18 に、次のとおり、損失の通算が認められない個人の趣味又は娯楽

(7) 参考として、京都地裁平成 8 年 1 月 19 日判決（行集 47 卷 11・12 号 1125 頁）は、射こう的行為の手段となる動産に該当するかどうかは、「生活に通常必要でない資産」であるかどうかによって判断すべきものであるが、この見地からすると、射こう的行為の手段となる動産とは、専ら射こう的行為の手段となる動産であることが必要であり、そして、射こう的行為の手段となる動産に該当するかどうかの判断に当たっては、対象となる資産の性質、その資産を保有するに至った目的及びその保有・使用状況等を総合的に考慮すべきものと解するのが相当であると判示し、保有するに至った目的を考慮要素に入れているが、所有目的を問う所得税法施行令 178 条 1 項 2 号とは若干ニュアンスが異なるものである。

(8) なお、「主として個人の趣味又は娯楽のための行為から生じた損失」について、他の所得と損益通算を認めない制度は、雑所得に限って適用されるものではなかったが、「個人の趣味又は娯楽のための行為」から生ずる所得（例えば、趣味で保有する競走馬の賞金や趣味で栽培・飼育している鑑賞用の植物・動物の売却益など）は、通常、雑所得に分類されることが多かったため、実際には、雑所得の計算上生じた損失につき損益通算を認めないという点で実効性を発揮したといわれている。岩崎政明「雑所得の分類基準と損益通算排除の意義」税務事例研究 7 号 36 頁（1990）参照。

のための行為による所得に関する規定が設けられた。その3号では生活に通常必要でない「動産」が挙げられている。

昭和36年所得税法施行規則7条の18（損失の通算が認められない個人の趣味又は娯楽のための行為）

法第9条の3第1項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得は、左の各号に掲げる行為で個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものによる所得(当該各号に規定する資産の譲渡による所得を含む。)とする。ただし、その者が当該以外の所得によつてその生計を維持することができるものと認められる場合に限る。

- 一 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産の所有
- 二 鑑賞用の植物又は動物の栽培又は飼育
- 三 第4条各号に掲げる物品その他生活に通常必要でない動産（前2号に規定する資産を除く。）の所有

〔下線筆者〕

この改正の趣旨については、次のように説明されている<sup>(9)</sup>。

「所得税法では、原則としてすべての所得を総合して累進税率を適用する一方、個別の所得の計算上生じた損失は他の所得から控除するいわゆる損益通算の制度をとつている。しかし、一時所得の計算上の損失、例えば競馬の馬券が損失とかその他のとばくの行為による損失等については、通常個人の趣味又は娯楽による消費という所得の処分に過ぎない等の見地から他の所得との通算を認めないこととしている。

ところで、一時所得計算上の損失に属さない継続的な行為に基づく損失のうちにも、例えば競走馬の所有者の損失のように本来趣味ないし娯楽と認められる行為から生じた損失があり、その損失が、現在雑所得等の計算上の損失として損益通算により、その者の本来の職業から生じた所得から大きく控除している事例が一部に見受けられる。

しかし、このような行為による損失もその性格をみれば、すでに述べたとおり趣味又は娯楽による消費という所得の処分という面が強いことは変わりがなく、その損失を他の所得から控除するのは不合理であると思われるので、今回このような趣味又は娯楽のための行為から生じた損失については、他の所得との通算を行わないこととすることとなつた。

〔下線筆者〕

ここでは、趣味又は娯楽のための行為から生じた損失については、趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く、その損失を他の所得から控除するのは不合理であるため、損益通算を行わないという考え方が示されている。所得税法施行規則7条の18は、基本的には、「個人の趣味又は娯楽のための行為」による所得を定めているものであるが、その3号に「生活に通常必要でない動産…の所有」の定めがあることを考慮すると、「個人の趣味又は娯楽のため」という観点と「生活に通常必要でない」という観点が相互に相

(9) 掃部実「所得税法等の一部改正について」『改正税法総解』99頁（大蔵財務協会1961）。

反するものではなく、重なり合う場合があることを前提としているといえよう。生活に通常必要でない「資産」に係る損失が損益通算の対象外となることが所得税法本法に明記されるのは翌年の改正であるところ、このような前提の存在はこの翌年の改正からも窺い知ることができる。

当時の所得税法施行規則4条は、次のとおり、譲渡益を非課税とする同法6条5号の対象となる「生活に通常必要な家具、什器、衣服その他の資産で命令で定めるものの譲渡に因るもの」とは、生活に用いられる動産で1つの価額が5万円を超える貴金属等又は美術工芸品等以外のものとしている。

#### 昭和36年所得税法施行規則4条

法第6条第5号に規定する命令で定める資産は、生活に用いられる動産で左の各号に掲げるもの（1箇又は1組の価額が5万円をこえるものに限る。）以外のものとする。

- 一 貴石、半貴石、貴金属、真珠及びこれらの製品、べつ甲製品、さんご製品、こはく製品、象げ製品並びに七宝製品
- 二 書画、骨董及び美術工芸品

所得税法施行規則7条の18は、同規則4条のうち1号及び2号を引用するのみで柱書の括弧書の5万円超という金額基準については引用していない。同規則7条の18は、5万円以下の貴金属等や美術工芸品等であっても、個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものについては、同法6条5号の生活に通常必要な資産には該当しないと整理していたのであろうか。やや判然としない。そして、かような状況はこの翌年の改正においても同様である。

いずれにせよ、所得税法施行規則7条の18は、貴金属等や美術工芸品等であっても、個人の趣味又は娯楽のためのものと認められるものの所有による所得（その譲渡による所得を含む）に対して、明確に、損益通算の制限を設けている。

## 2 昭和37年度改正

### (1) 損益通算

昭和37年の改正において、損益通算について定める所得税法9条の3第1項括弧書（「主として個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる所得の計算上生じた損失を除く。」）のうち「又は娯楽のための行為として命令で定めるものによる」という部分が「若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る」と改められたことに伴い、同法施行規則7条の18は、条文番号が7条の19に変更されるとともに、その見出しや内容が次のとおり、改められた。

昭和37年所得税法施行規則7条の19（損失の通算が認められない個人の趣味又は娯楽のための行為等）

法第9条の3第1項に規定する個人の趣味又は娯楽のための行為として命令で定めるものは、主として個人の趣味又は娯楽のためにする役務の提供とし、同項に規定する生活に通常必要でない資産として命令で定めるものは、左の各号に掲げる資産その

他の資産で主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものとする。

- 一 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- 二 第4条各号に掲げる物品その他鑑賞の目的となる資産
- 三 通常自己の居住の用に供しない資産

この改正については、前年の改正において、趣味又は娯楽の行為に基づく損失は、それが所得計算上生じた損失であっても、他の所得との損益通算を認められないこととなったが、今回さらに「生活に通常必要でない資産」に関する所得の計算上生じた損失も他の所得との損益通算は認められないこととされ、例えば、その譲渡損失と他の譲渡益とを譲渡所得の計算上通算するように同種の所得内での通算は新たに創設された所得税法10条3項（後述）によりできることとされた、という説明がなされている<sup>(10)</sup>。同法施行規則7条の19のうち、主として個人の趣味又は娯楽のためにする役務の提供という部分について、「昨年の改正で損益通算の対象外とされた趣味、娯楽のための行為に係る損失は、生活に通常必要でない資産に係る損失と重複するものがあるので、その関係の整備として」定められたものであるという<sup>(11)</sup>。

かように、所得税法9条の3は、損益通算が認められる損失から「主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為又は生活に通常必要でない資産として命令で定めるものに係る所得の計算上生じた損失」を除外し、これを受けて同法施行規則7条の19は、①主として個人の趣味若しくは娯楽のための行為<sup>(12)</sup>に係る所得の損失に関する定めと、②「生活に通常必要でない資産」に係る損失に関する定めを両方を規定している。

ここでは、損益通算の対象とされない「生活に通常必要でない資産」について、所得税法施行規則7条の19第2号は「第4条各号に掲げる物品」（貴金属等と美術工芸品等）として、資産の種類・性質という観点から限定的に定める一方で、同条柱書において1号～3号に掲げる資産「その他の資産」として射程を広くとりつつ、資産の所有目的という観点から、「主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの」という限定をかけている（2号の「鑑賞の目的となる資産」という定め方とは少し異なることや「鑑賞の目的となる資産」にもさらに所有目的による限定がかけられていることに注意）。「生活に通常必要でない資産」該当性を「主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する」という所有目的で判断しているのである。この限定部分は、2号の「第4条各号に掲げる物品」に対しても適用がある。第4条各号に掲げられている貴金属等及び美術工芸品等については、「主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの」とそうでないものの両方がありうることを前提としていることがわかる。

また、改正前の所得税法施行規則7条18第3号は、「第4条各号に掲げる物品その他生活に通常必要でない動産（前2号に規定する資産を除く。）の所有」として動産に限定し

(10) 米山鈞一「所得税法の改正について一減税及び所得計算の整備等―」税弘10巻6号30頁（1962）参照。

(11) 渡部周治「所得税法の一部改正について」財経詳報433号8頁（1962）。

(12) 投資による損失と家事消費との区別が困難であるので、個人の趣味又は娯楽のための行為という用語を用いたと説明する見解として、水野忠恒「損益通算制度」日税研論集47号23頁（2001）、同『大系租税法〔第3版〕〕337頁（中央経済社2021）参照。



ていたが、改正後の同規則7条の19第2号は「第4条各号に掲げる物品その他鑑賞の目的となる資産」として動産に限定せずに広く資産としている点が注目される。もっとも、この改正の趣旨は必ずしも明らかではない。

## (2) 雑損控除等

昭和36年12月付け政府税制調査会答申別冊「答申の審議の内容と経過の説明」では、「雑損控除については、その制度の趣旨に従い、おおむね現行の制度を維持するものとし、次のように措置することが適当である」とされ、具体的な措置の1つに「雑損控除の対象となる資産の範囲は、通常生活に必要であると認められる資産に限るものとし、貴石、書画・骨とう、競走馬等のようにその損失が直ちに担税力を減殺しないと認められる資産は除外すること」が挙げられた<sup>(13)</sup>。

かくして昭和37年の税制改正で上記の「生活に通常必要でない資産」に関する規定が雑損控除等にも挿入されることになった。雑損控除について定める所得税法11条の4が改正され、雑損控除の対象となる資産について、事業に関する損益は事業の所得計算に統合することが適当であるとして事業用の固定資産が除外されるとともに、「生活に通常必要でない資産」も除外されることとなった。同規定は、居住者が、震災、風水害、火災その他命令で定める災害、盗難又は横領により、「資産（商品、原材料、製品、半製品、仕掛品、事業用の固定資産その他これらに準ずるものとして命令で定めるもの及び第9条の3第1項に規定する生活に通常必要でない資産を除く。以下本条において同じ。）」について損失を受けた場合に一定の金額を総所得金額等から控除することを定めている。

「生活に通常必要でない資産」を雑損控除の対象外とした理由について、次のように説明されている<sup>(14)</sup>。

「従来、貴石、書画、骨とう、別荘等の生活に通常必要でない資産について災害又は盗難により損害を受けた場合には、雑損控除の対象として課税所得から控除し、また、これらの資産の譲渡による損失等は他の所得の通算が認められていた。

しかし、これら生活に通常必要でない資産の災害等による損失を雑損控除の対象として控除することは、雑損控除額に医療費控除のような最高限度額が設けられていないことと相まって高額な資産所有者に甘い取扱となるおそれがあり、災害等による異常な損失によつて低下した担税力に即応した公平な課税を実現しようとする雑損控除制度本来の趣旨に反すると認められる。また、生活に通常必要でない資産の譲渡損失等につき給与所得等の他の所得との通算を認めることについても、これらの資産の所有自体いわば個人の趣味、

(13) 同答申別冊553頁。

(14) 渡部・前掲注(11)8頁。柿谷昭男「所得税制の整備に関する改正について」税通17巻6号51頁(1962)も同旨。また、柿谷・同解説52頁は、雑損失が生じた場合の損失額の評価について、「今回の改正において、雑損控除の対象となる損失が生じた場合の雑損控除の対象となる資産の損失の金額は、その損失が生じた日におけるその資産の価額を基礎として計算することが明らかにされた。従来は、雑損失額の評価基準は、法令上明らかにされておらず、ただ実務上の取扱いにおいて雑損控除の場合には損害を受けた資産の時価によることとしていたが、今回、雑損控除の対象となる資産が生活用資産等に限られることになったことから、担税力の減殺の度合も大きく、早急な回復を必要とすることを勘案して従来の取扱いどおり時価によることとされた」と解説している。

娯楽等のための所得の処分であり、その譲渡損失等は趣味娯楽等の清算の結果生じた損失等と考えられるところから、その損失をその者の本来の職業等から生じた所得と通算することは適当でない認められる。

以上の趣旨に則り、災害、盗難又は横領により生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額…は、雑損控除の対象から除外して譲渡所得計算上の損失とみなすとともに、譲渡所得等の計算上生じた損失で生活に通常必要でない資産に係る損失は損益通算の対象外とすることに改められた（損益通算の対象から除外されるものであるから、譲渡所得等の同一所得分類内での他の所得からの控除は認められる。）〔下線筆者〕

この点について、次のとおり、解説するものもある<sup>(15)</sup>。

「雑損控除は本来納税者の所有する住宅、家財等が災害により異常な損失を蒙つた場合、その現状回復のため、相当の出費を要することに伴い、多分に担税力が減殺されることに着目して設けられた制度」であり、「このような趣旨からすれば、通常生活に必要でない資産の損失まで無制限に雑損控除の対象としている現行制度は適当でない」という<sup>(16)</sup>。あるいは、「生活に通常必要でない資産」について、「その担税力の減殺度が低く、特に雑損控除として課税上考慮する必要を認めない…例えば、別荘や娯楽用のヨット等は、これに当たるといえ、これらは、災害によって損失を受けたとしても、その所有者の状況等から担税力に影響はないものと認められるので、雑損控除の対象から除外されたものである」

また、同じく昭和37年の改正において、所得税法10条3項に、次のとおり、現行所得税法62条の前身となる規定が加えられた。

#### 所得税法10条3項

前条第6項に規定する災害又は盗難若しくは横領により第9条の第3第1項に規定する生活に通常必要でない資産について受けた損失の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。）は、命令の定めるところにより、当該損失の生じた年分及びその翌年分の譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなす。

この改正の趣旨については、「今回の改正において、生活に通常必要でない資産の損失は、雑損控除制度本来の趣旨からみて雑損控除の対象とすることは適当でないのでその対象から除かれたことはすでに述べたとおりである。しかし、この生活に通常必要でない資産の損失の金額を全然考慮しないことは、これらの資産を譲渡した場合の損失を譲渡所得計算上の損失として処理していることとのバランスを失うので、災害等による損失も譲渡所得計算上の損失とみなす一方、この種の資産の損失は、譲渡による損失も含めて他の所得との損益通算を認めないこと」となった<sup>(17)</sup>、あるいは「災害等により生活に通常必要でない資産について生じた損失は、今後雑損控除の対象とはならないが、全く救済措置がなくなるのは酷であるので、これを譲渡所得の計算上控除すること」となったと説明されている<sup>(18)</sup>。

(15) 米山・前掲注(10)29頁。

(16) 後藤正「所得税法の一部改正について」『改正税法総解』53頁（大蔵財務協会1962）参照。

(17) 柿谷・前掲注(14)52頁。柿谷昭男「所得税法答案演習—生活に必要でない資産の損失の取扱について—」税経セミナー9巻5号157頁（1964）も同旨。

これらの災害等の損失に関する改正については、「従来のように高額の資産所有者にも無制限に大きな損害額の控除を認めることは、制度本来の趣旨から適当と思われぬという考慮によるものと思われる」という見解も示されている<sup>(19)</sup>。

「生活に通常必要でない資産」について生じた災害等による損失は、原則的な雑損控除の対象から除外され、損失の年度及びその翌年度の譲渡所得の金額から控除が認められるにすぎない<sup>(20)</sup>。かかる損失については、生活用資産に係るものほど考慮する必要がない、いい換えれば、納税者の担税力への影響が小さいものの<sup>(21)</sup>、さりとて全く考慮しないのも酷であるから譲渡所得の金額から控除されることになったということである。

なお、上記規定のうち、「当該損失の生じた年分及びその翌年分の」譲渡所得の計算上控除すべき金額とみなすという部分については、「大きな災害に遭遇した場合や年末近くの災害の際には、その事後処理としての資産の処分が災害の発生した年に行なわれず、翌年に至つてかなりの額の譲渡所得が発生する場合も予想される等当年のみで損失を打切ることは酷な場合もあること」を考慮したものである<sup>(22)</sup>。

### 3 昭和 40 年度全文改正以後

上記のとおり、昭和 37 年の改正により、「生活に通常必要でない資産」グループに係る一連の規定が整備され、現在まで続く「生活に通常必要でない資産」を起点とした統一的な枠

---

(18) 米山・前掲注(10)30頁。泉美之松『所得税法の読み方—所得税法の基礎—〔増補版〕』291頁（東京教育情報センター1985）も同旨。所得税法62条1項の趣旨について、いわば客観的に見れば奢侈品に当たる動産や不動産であっても、被災した納税者が手持ちの他の資産を譲渡して得た資金で損害を被った資産の再取得等を行うことがありうることから、そのような場合に損害を被った納税者の担税力の減少を考慮して租税負担の軽減を行うこととしたものと説明するものとして、佐藤英明「法律相談部の憂鬱」同編著『租税法演習ノート—租税法を楽しむ21問—〔第4版〕』42頁（弘文堂2021）参照。

(19) 岡崎一郎「所得税法の一部改正について」財政経済弘報928号3頁（1962）。雑損控除に関して、金子宏「序論・所得税における損失の取扱い」日税研論集47号3頁（2001）は、次のとおり論じている。

「実現した損失のうち、工場の火災による滅失や機械・設備の災害による損壊等、事業用資産の損失が控除されるべきことは、異論の余地のないところであろう。しかし、非事業用資産の損失について、そのすべての控除を認めることに対しては、強い反論が予想される。たとえば時価数億円もするピカソの絵が火災によって焼失する、あるいは時価数十億円の貴金属を盗難によって失った場合に、その控除を認めることに合理的な理由があるであろうか。この問題に、実定制度は、一定の原因に基づき通常生活に必要な資産について生じた損失について雑損控除を認めることによって対応している。雑損控除の認められるべき資産の範囲や損失の原因については、吟味が必要であるとしても、この取扱いは、おそらく合理的な制度として一般的支持を受けるものとする。」

また、所得税法施行令178条1項3号の動産が雑損控除の対象外とされたのは、これらはいわゆる贅沢品であり、災害等により滅失したとしても直ちにこれらと同等の価値を有する代替品を購入する必要もないから、担税力という観点からの配慮を要しないとの趣旨であるという見解として、田川博「判批」税通52巻5号276頁（1997）も参照。

(20) 「生活に通常必要でない資産」の災害、盗難、横領以外の事由（例えば、譲渡、賃貸等）により生じた所得計算上の損失及び主として個人の趣味又は娯楽のための行為により生じた所得計算上の損失は、その年のその損失に係る所得以外の他の所得との損益通算は認められないし、翌年の同種の所得から控除できないと説明するものとして、柿谷・前掲注(14)53頁参照。

(21) 岡村・前掲注(6)58頁参照。

(22) 柿谷・前掲注(14)53頁。

組みが作られた。その後、昭和40年の所得税法の全文改正において、次のとおり整備された。

- ① 所得税法62条1項：災害等による損失を譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなす対象を「生活に通常必要でない資産として政令で定めるもの」とする定め
- ② 所得税法69条2項：主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為及び「生活に通常必要でない資産」に係る所得の金額の計算上生じた損失の損益通算を制限する定め
- ③ 所得税法72条：「生活に通常必要でない資産」を雑損控除の対象から除外する定め  
以下、上記①及び②について補足する。

#### (1) 所得税法62条1項と同法施行令178条1項

上記①について、「生活に通常必要でない資産」に係る政令委任の規定について、改正前は、損益通算に係る所得税法9条の3第1項に定められていたが、改正後は「生活に通常必要でない資産」の災害等による損失に係る所得税法62条1項に定められたことになる。同項から委任を受けた同法施行令178条は、「生活に通常必要でない資産」について、次のとおり定めている。

昭和40年所得税法施行令178条（生活に通常必要でない資産の災害による損失額の計算等）

法第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 競走馬その他射こう的行為の手段となる動産
- 二 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産
- 三 生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの

所得税法62条1項柱書は生活に通常必要でない「資産」となっているが、同法施行令178条各号を見ると動産又は不動産になっている。改正前の所得税法施行規則7条の19第2号の「その他鑑賞の目的となる資産」が動産や不動産以外の資産として、しかも鑑賞の目的となるものとしてどのようなものを想定していたのか、必ずしも明らかではない（少なくとも本稿で着目しているようなデジタル資産を想定した定めではないであろう）<sup>(23)</sup>。いずれにしても、昭和40年度改正により、「生活に通常必要でない資産」は、動産又は不動産に限定されたことになるものの、その理由は必ずしも明らかではない。

その後、平成26年度改正においては、所得税法施行令178条1項2号の「不動産」の部分「資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」に改められた。すなわち、同号は「通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的

(23) 単純に昭和36年所得税法施行規則7条の18第2号の「鑑賞用の植物又は動物」を念頭に置いていたのだろうか。

で所有する資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」と改正された。昭和40年度改正前においてその他鑑賞の目的となる「資産」としていた点に関する限り、改正前の状態に戻されたと表現することもできるが、改正後は、「趣味、娯楽、保養の目的で所有する資産」として対象範囲がより広がったことになる。

この改正の趣旨について、立案担当者は次のように説明している。

「生活に通常必要でない資産（不動産・動産）については、その譲渡益は課税対象となりますが、譲渡損失は趣味・娯楽のための行為により生じたものであり、その性質が所得の処分と類似の性格を持つことから、経常的な所得からの控除については制限を設けるべきであるといった理由から、他の所得との損益通算は出来ないこととなっています。また、生活用動産については譲渡益は非課税、譲渡損失はその反射的效果により生じなかったものとされ他の所得との損益通算ができません。他方、類似の性質を有するゴルフ会員権やリゾート会員権等は権利であり、不動産や動産のいずれにも該当しないことから、これらの生活に通常必要でない資産（不動産・動産）や生活用動産のいずれにも該当せず、譲渡により生じた損失について他の各種所得の金額との損益通算が可能となっていました。このような不均衡を適正化する観点から、…生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産を追加することとされました（所令178①二）。この改正により、ゴルフ会員権やリゾート会員権等は、原則として生活に通常必要でない資産として位置付けられ、その譲渡により生じた損失の各種所得との損益通算及び災害等により生じた損失の雑損控除の対象外となります。〔下線筆者〕」

また、この改正により、「生活に通常必要でない資産」の範囲に、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（ゴルフ会員権等）が加えられた理由について、これらの資産は、平均的な納税者から見て贅沢な資産であるから、その譲渡による損失につき他の資産の譲渡益との通算を認めることは理に合わないということによるという理解も示されている<sup>(24)</sup>。

少なくとも現行所得税法施行令178条1項においては、動産、不動産、権利を含む広い意味での「資産」という語が意識的に使われていることは明らかである。そして、2号の括弧書が広く資産とされたことから、1号や3号に定める動産と重複する可能性が生じたために、2号の末尾に「(前号又は次号に掲げる動産を除く。）」という括弧書が挿入され、交通整理が図られたのであろう。

## (2) 所得税法69条2項

上記②について、昭和43年の改正で雑所得の計算上生じた損失の金額について損益通算を認めないこととなった。この改正は、当時、国税庁が国会議員の政治献金を雑所得に係る収入と解する見解を明らかにしたことに伴い、多くの議員から、政治活動費の超過による雑所得の損失を歳費との間で通算し、歳費に係る源泉所得税の還付請求が行われたことに対して、マスコミ・世論からの批判が高まったことを契機として行われたものである<sup>(25)</sup>。その趣旨については、次のように説明されている<sup>(26)</sup>。

(24) 金子宏『租税法〔第24版〕』285-286頁（弘文堂2021）参照。

「雑所得の計算上生じた損失の金額について他の所得との通算を認める従来の制度については、もともと雑所得は事業所得や給与所得のような典型的な所得分類に入らない所得を包括する分類であり種々の態様のものを含んでいるものの、全体としてみた場合は必要経費がほとんどかからないか、かかっても収入を上回ることはないものが大部分であってこれらについては通算の実益がなく、また、その他の所得である程度支出を伴うものにつきましても、その支出内容に家事関連費的な支出が多いのが実情であって、これについて損益通算を存置する場合にはかえって本来の所得計算のあり方について混乱を招くおそれもあると考えられるのであります。

そこで、この改正を機会に、これを改め、雑所得の計算上生じた損失の金額につきましても、他の所得との損益通算はできないこととし（法69条1項並びに令198条及び199条）、昭和43年分の所得税から実施することになった（改正法附則第2条）。」

上記説明の中では、雑所得の必要経費とされるものは家事関連費的な支出が多いこと及び必要経費が収入を上回る場合はあまり考えられず、損益通算を存置する実益が少ないことという、雑所得について損益通算を排除する一般的な根拠が示されている<sup>(27)</sup>。

この改正の際、所得税法69条2項の「主として個人の趣味若しくは娯楽のためにする行為」という文言が削除されている。

#### 4 小括

「生活に通常必要でない資産」に係る損失について、損益通算や雑損控除の適用を制限する趣旨はおおむね次のようにまとめることができよう<sup>(28)</sup>。

- ・ 「生活に通常必要でない資産」に係る損失（あるいは、趣味又は娯楽のための行為から生じた損失）については、趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く、その損失を他の所得から控除（損益通算）するのは不合理であること
- ・ 「生活に通常必要でない資産」に係る損失は担税力の減殺度合が小さく、雑損控除として課税上考慮する必要は認められないこと

### IV 「生活に通常必要でない資産」を巡る論点

#### 1 「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」の関係

生活の用に供する資産について、「生活に通常必要な動産」グループでは、「生活に通常必要な動産」に該当することが、譲渡益を非課税とし、譲渡損失をないものとすることの重要な要件となっている。「生活に通常必要でない資産」グループは、譲渡益については原則どおり課税し、損失については控除を制限するものである。注意すべきは、この場合

(25) 岩崎・前掲注(8)36頁参照。

(26) 掃部実「所得税法の改正」26頁『昭和43年 改正税法のすべて』（国税庁1968）。

(27) 岩崎・前掲注(8)36頁参照。これに対しては、雑所得に係る家事関連費でない費用に損益通算を適用しないことをも正当化する合理的な根拠とはならないし、雑所得においては必要経費が収入を上回る場合が考えられないのであれば、わざわざ損益通算を排除するまでもないという批判とともに、この改正によって、もっぱら政治献金に係る節税を封ずるだけのために、総合所得課税制度を歪めるという、かえって大きな代償を払ったことになるという指摘がなされている。岩崎・同論稿36頁参照。

の「生活に通常必要でない資産」は、厳密には、生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」以外のものと定義されているわけではないことである。「生活に通常必要でない資産」は所得税法施行令 178 条 1 項各号の資産に該当するか否かで判断されるのであり、「生活に通常必要でない」という文言そのものに該当するか否かで判断されるのではない。そして、同項 3 号が同令 25 条とつながっていることを考慮しても、「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」は、厳密にはコインの裏表のような関係になっていない。

もっとも、法律と政令を一体的に捉えた場合に、両グループにおける動産と資産という用語の相違には注意すべきであるものの、表裏一体の制度として整合的に解釈されるべきであるという価値判断を解釈論及び立法論の場面で働かせることも十分考えられる。現在では所得税法 62 条 1 項を受けた同法施行令 178 条 1 項 3 号が同法 9 条 1 項 9 号を受けた同法施行令 25 条を引用して「生活に通常必要」という同じ基準を用いているから、これらの規定は統一的に解されることが文理上も必要であるという見解は一定の説得力を有する<sup>(29)</sup>。

「生活に通常必要でない資産」かどうかは、「生活に通常必要でない」という文言そのものよりも、所得税法施行令 178 条 1 項各号のいずれかに該当するかで判断されるべきであるという見解はそれなりに理由がある一方、政令の規定は、委任元である法律のその委任の趣旨に基づいて解釈されるべきであり、かつ、定められるべきであるという見地から上

---

(28) 主として個人の趣味又は娯楽に係る所得の計算上生じた損失（趣味娯楽に係る所得の損益通算）に関して、柿谷昭男「所得税法関係の改正について」税弘 12 巻 6 号 27-28 頁（1964）は、所得税法は総合課税をすることを本則とし、個別所得の計算上生じた損失は、原則として他の所得から控除する損益通算の制度を採用しているが、主として個人の趣味又は娯楽に係る所得の計算上生じた損失については、他の所得から控除を認めないこととしているとした上で、これは、①射こう的行為に不当な利益を与えないようにすること、②その損失は、所得の処分すぎないこと、③その利益の捕捉が困難で、損益通算を認めれば、損失のみを容認する結果となるおそれがあること等からきているものと思われる、という見解を示している。「生活に通常必要でない資産」の譲渡等による損失は、その家事費的性格から、損益通算の対象となる損失の計算において考慮されないという見解として、清永敬次『税法〔新装版〕〕112 頁（ミネルヴァ書房 2013）参照。谷口勢津夫『税法基本講義〔第 7 版〕〕364 頁（弘文堂 2021）、水野・前掲注(12)『大系租税法〔第 3 版〕〕337 頁も参照。会社役員が購入し、ホテル経営会社に貸し付けていたコンドミニアム形式のリゾートホテルの一室について、通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として保養の用に供する目的で所有するものと認められるため、所得税法施行令 178 条 1 項 2 号の生活に通常必要でない不動産に該当すると判断した東京地裁平成 10 年 2 月 24 日判決（判タ 1004 号 142 頁）は、「生活に通常必要でない資産に係る支出ないし負担は、個人の消費生活上の支出ないし負担としての性格が強く、このような支出ないし負担の結果生じた損失の金額について、損益通算を認めて担税力の減殺要素として取り扱うことは適当でないとの考え方に基づくものと解される」と判示している。

雑損控除に関して、後述するカジノチップ事件の大阪高裁平成 8 年 11 月 8 日判決（行集 47 巻 11=12 号 1117 頁）は、「一般に、所得控除は、納税者の個人的事情に基づく担税力に適合した課税を実現するとの趣旨に基づく制度であって、その一例である雑損控除も、納税者の資産について災害、盗難、横領等の法定原因によって一定の金額を超える損失が生じた場合には、納税者の担税力が減少するのが通例であるところから、その点に着目して所得金額（課税標準）から一定額の控除を行うこととしたものであって、令 178 条 1 項各号に規定された各資産についての災害、盗難等の場合が除外されているのも、生活に通常必要でない資産が災害等によって失われても直ちに生活の基盤が脅かされるものではなく、納税者の担税力が減少するわけでもないことによるものと解することができる。」と判示している。

(29) 佐藤英明「生活用動産の譲渡に関する所得税法の適用」税務事例研究 6 号 44 頁（1990）参照。

記の見解に反論する試みも成り立つ。

## 2 施行令178条1項3号を巡る議論

所得税法施行令178条1項3号の生活用動産（生活の用に供する動産）で同令25条の規定に該当しないものの意味するところとして、次の2つの解釈がある<sup>(30)</sup>。

- ① 生活用動産のうち所得税法施行令25条の適用される「生活に通常必要な動産」以外のすべてのものを意味する。譲渡所得について非課税とされる「生活に通常必要な動産」以外のすべての生活用動産は「生活に通常必要でない資産」に該当するという考え方である<sup>(31)</sup>。
- ② 所得税法施行令25条に規定する生活の用に供する30万円超の貴金属等及び美術工芸品等のみを意味する<sup>(32)</sup>。この場合、結果的に、「生活に通常必要な動産」、「生活に通常必要でない資産」のほか、それ以外の一般資産なる概念が存在するという見解（三分説）に接続しうる<sup>(33)</sup>。

会計事務所に勤務していた納税者がレジャーのほか、通勤及び勤務先における業務にも使用していた自動車を譲渡したケースにおいて、その自動車はその使用の態様より見て「生活に通常必要でない資産」に該当すると判断したサラリーマン・マイカー訴訟の大阪高裁昭和63年9月27日判決（判タ685号168頁）においては、納税者側から上記の三分説に基づく主張がなされている<sup>(34)</sup>。これに対して、判決は、「法・令は、給与所得者が保有し、

(30) 酒井克彦『所得税法の論点研究』68頁（財経詳報社2011）参照。

(31) 所得税法施行令178条1項3号について、同令25条には「生活に通常必要な動産」のうち、貴金属等又は美術工芸品等で単価が30万円を超えるもの以外のものが挙げられていることから、結局、これらのうち単価が30万円を超えるものを含め、生活に通常必要でないとされる動産が生活の用に供されている場合に、同令178条1項3号の資産に当たることがわかるという見解として、佐藤・前掲注(18)38頁参照。また、中川昌泰「生活に通常必要でない資産及び事業用現金の災害、盗難、横領による損失の雑損控除適用の可否」税務事例17巻4号54-55頁（1985）、石倉文雄「判解」租税判例百選〔第3版〕55頁（1992）、田川博「判批」税通52巻5号276頁（1997）、岡本勝秀「カジノ用チップの盗難による損失と雑損控除の適用の可否」税理41巻2号189頁（1998）、金井恵美子「所得税法における損失の取扱いに関する一考察—『生活に通常必要な動産』と『生活に通常必要でない資産』の範囲—」税法566号193頁（2011）など参照。

(32) 泉美之松『所得税法の読み方—所得税法の基礎—〔増補版〕』82-83頁（東京教育情報センター1985）、北野弘久『サラリーマン税金訴訟〔増補版〕』288頁（税務経理協会1990）〔初出1984〕、三木義一ほか『判例分析ファイルI〔所得税編〕』258頁〔田中治〕（税務経理協会2006）、高木英樹「災害減免法及び雑損控除の適用」税理63巻2号41頁（2020）など参照。また、佐々木誠＝田名後正範「所得税法等の改正」『平成26年度税制改正の解説』107頁〔財務省HP〕も参照。[https://warp.da.ndl.go.jp/infondlj/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2014/explanation/index.html](https://warp.da.ndl.go.jp/infondlj/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2014/explanation/index.html) 国税庁タックスアンサー「No.2250 損益通算」もこの立場のように読めるが、当局の主務課の職員が執筆している西野克一ほか『回答事例による所得税質疑応答集〔平成22年改訂版〕』824頁（大蔵財務協会2010）はこれと異なる立場である。<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2250.html> なお、本稿で引用するURLの最終閲覧日はいずれも令和4年2月9日である。

(33) 酒井・前掲注(30)68-69頁参照。所得税法は、生活の用に供する資産として、「生活に通常必要な資産」と「生活に通常必要でない資産」の2種類に包括的かつ排他的に分類しうることについての明示の規定を必ずしも置いているわけではないとの指摘として、福家俊朗「判批」判時1227号174頁（1987）参照。なお、資産をいくつの種類に分けることができるかという点は、所得税法上の資産の分類なのか、譲渡所得の基因となる資産の分類なのかなど、分類する範囲によって変わってくることに留意する必要がある。



その生活の用に供する動産については、『生活に通常必要な動産』（法9条1項9号，令25条）と『生活に通常必要でない資産（動産）』（法62条1項，令178条1項3号）の二種に分類する構成をとり，前者については譲渡による所得を非課税とするとともに譲渡による損失もないものとみなし，後者については原則どおり譲渡による所得に課税するとともに，譲渡による損失については特定の損失と所得との間でのみ控除を認めているものと解するのが相当であって，『一般資産』のような第三の資産概念を持ち込む解釈には賛同することができない。」とし，生活用動産（資産）は「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」に分類されるという二分説の立場を支持した。

この点について，「所得税法施行令25条の沿革を確認すると，所得税法は一般資産なるものを少なくとも明文上は規定しておらず，むしろ素直な解釈からすれば，条文にない『一般資産』を觀念することは難しい」という指摘がある<sup>(35)</sup>。もっとも，二分説に対して，「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」とは厳密には表裏の関係になっていないのではないかと，少なくとも平成26年度改正前において，ゴルフ会員権などのようにいずれにも該当しない資産が存在していたことをどのように説明するのかという疑問を投げかける余地はある。

## V NFTと「生活に通常必要でない資産」

### 1 NFTは「生活に通常必要でない資産」に該当するか

以下では，NFTが「生活に通常必要でない資産」に該当するのかという点を考察する。

前記Ⅱ4において，所得税法62条1項の委任を受けた同法施行令178条1項は，①射こう的行為の手段となる「動産」（1号），②自己及び自己と生計を一にする親族が主として趣味，娯楽，保養又は鑑賞の目的で所有する「資産」（2号），③生活の用に供する「動産」で所得税法施行令25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの（3号）が「生活に通常必要でない資産」に該当することを定めており，ここでは，特に，所得税法施行令178条1項各号が「動産」を対象としているのか，「資産」を対象としているのか，という視点をもつべきであると述べた。

営利を目的として継続的に絵画の売買を行っているわけではなく，個人が趣味で又は鑑賞用として保有していた実物絵画を譲渡した場合を例として，考察をしてみよう。

生活の用に供する実物絵画は，所得税法施行令25条柱書の「生活に通常必要な動産」に該当し，かつ，同条2号の美術工芸品等に該当し，その価額が30万円以下であれば，その譲渡益については非課税であり，譲渡損失についてはないものとされる。30万円を超える実物絵画は，同令178条1項3号の「生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの」に該当し（この場合，2号括弧書により同号の適用はない），「生活に通常必要でない資産」となり，譲渡損失が発生する場合には，内部通算は可能であるが，他の所得と通算できない。実物絵画に

(34) 納税者側として鑑定意見書を裁判所に提出した北野弘久教授の見解として，北野・前掲注(32)281-317頁〔初出1984，1987，1988，1990〕参照。

(35) 酒井・前掲注(30)70頁。

についてはこのように説明されるのが通常である。実物絵画を NFT に紐付けて、当該絵画に係る所有権を表章した NFT を譲渡する取引は、まさに実物絵画を譲渡していることになるという前提を置くならば、基本的には、上記と同じ課税関係になる。

営利を目的として継続的に売買を行っているわけではなく、個人が趣味で又は鑑賞用として保有していた「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」を譲渡した場合はどうなるか。当該 NFT を譲渡した場合に、ガス代等を含む NFT の取得費及び譲渡費用の合計額が譲渡対価の額を上回ったことにより、譲渡損失が発生したときは、上記所得税法施行令 178 条 1 項該当性が問題となる。前稿で述べたとおり、「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」は、所得税法 9 条 1 項 9 号の資産であると解しうが、同法施行令 25 条の動産ではなく、「生活に通常必要な動産」に該当しない。

前記Ⅳ 1 で述べたとおり、「生活に通常必要でない資産」は、生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」以外のものと定義されているものではなく、所得税法施行令 178 条 1 項各号の資産に該当するか否かで判断されるものである。そこで、「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」に対する各号の適用関係を考えると、「動産」であることを要件に組み込んでいる 1 号及び 3 号の適用はない。よって、実物絵画の場合のように、「生活に通常必要でない資産」該当性を判断する際に同令 25 条の「生活に通常必要な動産」該当性を検討する余地はない。かくして検討の対象は 2 号該当性に絞られる。

2 号は、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」と規定している<sup>(36)</sup>。例えば、個人が趣味でデジタル絵画ないしコレクティブルの NFT を集め、Twitter のアイコンとして利用している場合又は Oncyber などの仮想空間で個人的に展示している場合の当該「NFT に紐付けられたデジタル絵画を利用する権利」はこの 2 号に該当し、「生活に通常必要でない資産」に当たる可能性が出てくる。この場合、譲渡損失については損益通算の適用は認められないし、災害等による損失についても雑損控除の適用が認められないことになる。

今後、争点となりうる具体的な問題場面を挙げておく。損益通算に関しては雑所得の損失の場合も適用制限があるため、NFT の譲渡が事業所得に該当しない限り、結局は適用できない可能性が高いことも考えると、あまり問題とはならないかもしれない。むしろ、雑損控除の方が問題になりやすい。例えば、災害による NFT の消失、NFT プラットフォームの廃業による NFT の消失、いわゆるセルフ GOX のように誤ったアドレスに NFT を送付してしまった場合の消失、盗難による NFT の損失<sup>(37)</sup>などが「生活に通常必要でない資産」に係るものとして雑損控除の適用が認められないのかという問題に直面する。

以上、実物絵画を NFT に紐付けた場合においては、基本的には、その 1 つの価額が 30 万円を超えるか否かという形式的な金額基準により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される。これと異なり、デジタル絵画を NFT に紐付けた場合においては、「主

(36) 同号の「所有」とは、所有権の存在を前提としたものであることを中心的な意義として捉えうる一方、有体物以外の資産も対象に含まれている以上、必ずしも所有権の存在を前提としない広い概念であると解しておく。

(37) 高額のコレクションとして知られる Bored Ape Yacht Club 等の盗難事件が既に発生している。Brian Newar 「ホットウォレットから盗まれた NFT、オープンシーで取引凍結」(2021.12.31 12:03) 参照。https://jp.cointelegraph.com/news/opensea-freezes-2-2m-of-stolen-bored-apes.

として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという主たる所有目的により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される。両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは、所得税法施行令 25 条において同法 9 条 1 項 9 号の適用対象資産を動産に限定していることが少なからず影響している。

しかしながら、「生活に通常必要でない資産」に係る損失（あるいは、趣味又は娯楽のための行為から生じた損失）については、趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く、その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか、「生活に通常必要でない資産」に係る損失は担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の控除を制限する趣旨との関係では、「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用することに理由があるか。この点は議論の余地があろう。実際、平成 26 年度改正において、所得税法 178 条 1 項 2 号は、広く「資産」を対象とするように改正がなされている（前記Ⅲ 3（1）参照）。

前稿で示したとおり、「生活に通常必要な動産」グループの規定の適用場面において、所得税法施行令 25 条が同号の適用対象資産を動産に限定することに疑問があるのみならず、「生活に通常必要でない資産」グループの適用場面において、かような動産限定の影響を働かせることについても議論の余地があるということである。

この点は、貴金属等や美術工芸品等以外の生活用動産に関しては、所得税法施行令 178 条 1 項 3 号の生活用動産で同令 25 条の規定に該当しないものの意味するところについて、どのような解釈をとるかに左右される面も残されている。前記Ⅳ 2 のとおり、生活用動産のうち同令 25 条の適用される「生活に通常必要な動産」以外のすべてのものを意味するという立場を採用するならば、貴金属等や美術工芸品等以外の生活用動産については、「生活に通常必要な」動産であるか否かにより、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断されることになり（所得税令 178 ①三）、主たる所有目的により判断されることにはならないかもしれない。

## 2 「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有」するかどうかの判断

所得税法施行令 178 条 1 項 2 号における所有目的はどのように判断すべきか。この点に関して、会社役員が購入し、ホテル経営会社に貸し付けていたコンドミニアム形式のリゾートホテルの一室について、通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として保養の用に供する目的で所有するものと認められるため、同号の生活に通常必要でない不動産に該当すると判断した東京地裁平成 10 年 2 月 24 日判決（判タ 1004 号 142 頁）は、次のとおり判示している。

判決は、所得税法 69 条 2 項により、「生活に通常必要でない資産」に係る所得の計算上生じた損失の金額は、競走馬の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額について限定的に損益通算が認められているほかは、損益通算の対象とならないものであるが、これは、「生活に通常必要でない資産に係る支出ないし負担は、個人の消費生活上の支出ないし負担としての性格が強く、このような支出ないし負担の結果生じた損失の金額について、損益通算を認めて担税力の減殺要素として取り扱うことは適当でないとの考え方に基づくものと解される」と判示した。

その上で、判決は、上記主たる所有目的の認定に当たっては、当該所有者の主観的な意思を最優先すべきである旨の納税者の主張に対して、「個人の主観的な意思は外部からは容易には知り難いものであるから、一般論として、租税法上の要件事実の認定に当たり、客観的事実を軽視し、個人の主観的な意思を重視することは、税負担の公平と租税の適正な賦課徴収を実現する上で問題があり、適当でないというべきである。のみならず、前示のとおり、法69条2項が生活に通常必要でない資産に係る所得の計算上生じた損失について損益通算を認めていないのは、その資産に係る支出ないし負担の経済的性質を理由とするものであるところ、このような支出ないし負担の経済的性質は、本来、個人の主観的な意思によらずに、客観的に判定されるべきものであることからすると、法施行令178条1項2号の要件該当性を判断する上でも、当該不動産の性質及び状況、所有者が当該不動産を取得するに至った経緯、当該不動産より所有者が受け又は受けることができた利益及び所有者が負担した支出ないし負担の性質、内容、程度等の諸般の事情を総合的に考慮し、客観的にその主たる所有目的を認定するのが相当である。」と判示した<sup>(38)</sup>。

かかる判示によるならば、個人が保有する NFT ないしこれを利用する権利が「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するかどうかは、諸般の事情を総合的に考慮し、客観的にその主たる目的を認定することになる<sup>(39)</sup>。例えば、積極的に好みの NFT を収集しているが、転売する頻度はそれほど多くなく、基本的には仮想空間で個人的に展示しているにすぎないケースなどは、この2号に該当する可能性が高いのではないか。

### 3 実物絵画は「生活に通常必要な動産」か、「生活に通常必要でない資産」か

上述のとおり、生活の用に供する実物絵画は、所得税法施行令25条柱書の「生活に通常必要な動産」に該当し、かつ、同条2号の美術工芸品等に該当し、その価額が30万円以下であれば、その譲渡益については非課税であり、譲渡損失についてはなかったものとされる一方、30万円を超える実物絵画は、同令178条1項3号の「生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの」に該当し（この場合、2号括弧書により同号の適用はない）、「生活に通常必要でない資産」となり、譲渡損失が発生する場合には、内部通算は可能であるが、他の所得と通算できない、と説明されるのが通常である。

しかしながら、30万円以下の実物絵画であったとしても、所得税法施行令178条1項2号の「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当することがありうるのではないか。前記Ⅳ1で述べたとおり、「生活に通常必要でない資産」は、厳密には、

(38) 類似事案の判決であるが、仙台高裁平成13年4月24日判決（税資250号順号8884）も同旨。

(39) 平成26年度改正前の叙述であるが、所得税法施行令178条1項2号に該当するかどうかについては時代により、ときにはその者の社会的地位、職業、地域的環境によって異なりうるとし、例えば、一国を代表する政治家であれば、複数の住居を必要とする場合も考えられるし、裁判官や大学教授等の場合には、勤務に必要な書斎用の建物を地域的環境いかんによっては通常の住居とは別に必要となる場合もあるという見解を示すものとして、北野・前掲注(32)287頁〔初出1984〕参照。なお、上記判決の事案に関して、帰属所得が非課税であることとの対称性から、損益通算が否定されることも正当化されるという見解として、浅妻章如＝酒井貴子『租税法』85-86頁〔浅妻章如〕（日本評論社2020）参照。

生活の用に供する資産のうち「生活に通常必要な動産」以外のものと定義されているわけではない。30万円超の実物絵画であれば、3号に該当し2号の適用はないが、30万円以下の実物絵画は3号に該当しないため、2号により「生活に通常必要でない資産」に該当するか否かを判断する道も残されているのではないか<sup>(40)</sup>。前稿でも触れたように、30万円という金額基準は、立案担当者が、貴金属等や美術工芸品等又は少なくともその一部が投資的価値のあるものであることを認めつつ、投資的価値のあるものであるか否かを一定の金額基準で形式的に判断する趣旨であったというのであれば、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」であるかを問う所得税法施行令178条1項2号はこれとは異なる観点から「生活に通常必要でない資産」該当性を判断していることになる。

さらにいえば、通常、実物絵画は個人が「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する」ものであるといえるのではないか。個人が生活の用に供する実物絵画は、通常、鑑賞目的で所有しているか、あるいは趣味又は娯楽の目的で所有していると考えられるため、特段の事情のない限り、所得税法施行令178条1項2号に該当し、「生活に通常必要でない資産」に該当することになるのではないか。

「生活に通常必要な動産」と「生活に通常必要でない資産」は、動産と資産という相違には注意すべきであるものの、表裏一体の制度として整合的に解釈されるべきであるという価値判断を働かせるとすると（前記Ⅳ1参照）、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する」動産は「生活に通常必要な動産」ではないと理解することになろうか。

「生活に通常必要でない資産」に係る損失（あるいは、趣味又は娯楽のための行為から生じた損失）については、趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く、その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか、「生活に通常必要でない」資産に係る損失は担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の損益通算や雑損控除を制限する趣旨（前記Ⅲ4参照）とも整合する。

ただし、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する」動産は「生活に通常必要な動産」ではないという理解に対しては、上記の実務との整合性が問われることに加えて、次のような反論もありうる。

- ・ 30万円以下の貴金属等や美術工芸品等については、所得税法施行令25条において「生活に通常必要な動産」に該当することが前提とされている。また、同条の前身たる規定は昭和25年に制定され、その後、同令178条1項の前身たる規定が昭和37年（又は昭和36年）に制定されたことからすると、同令25条を優先すべきである。よって、30万円以下の貴金属等や美術工芸品等が同条の「生活に通常必要な動産」に該当する場合、「生活に通常必要でない資産」に該当する余地はなくなる。
- ・ 平成26年度改正前の事案であるが、マカオの賭博場で使用されるカジノチップが所得税法施行令178条1項1号所定の射こう的行為の手段となる動産として「生活に通常必要でない資産」に該当すると判断した大阪高裁平成8年11月8日判決（行集47巻11=12号1117頁）は、同項2号に規定された資産については、「一定の目的で所有す

(40) 2号括弧書の「次号に掲げる動産」が3号全体、すなわち「生活の用に供する動産で第25条（譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲）の規定に該当しないもの」を指すことを前提とした見解である。

るものに限ってこれを『生活に通常必要でない資産』に当たるものとしているが、これは、同号に定められたような資産については、その客観的性質だけからは『生活に通常必要でない資産』であるかどうかを判別することができないところから、一定の目的で所有する場合に限ってこれに当たるとしたものである」と判示している。30万円以下の貴金属等や美術工芸品等については、上記判示で述べられているような規定の趣旨に照らしても、30万円という金額基準に加えてさらに所有目的による判断がなされるべきではない。

この点に関して、酒井克彦教授は、「これまで所得税法は、趣味、娯楽、保養の用に供される『資産』全体を『生活に通常必要でない資産』と捉えてきていたであろうか」、所得税法施行令25条の規定内容からすれば、「所得税法という『生活』概念には、趣味や娯楽、保養のようなレジャーも含まれていると解するのが正解であろう…かように考えると、まるで『生活』概念にレジャーは含まれないかのような」上記所得税法施行令178条1項2号に係る平成26年度改正には疑問が残るという見解を示される<sup>(41)</sup>。他方、前記Ⅲの考察を踏まえると、次のような見解も考えられる。

- ・ 所得税法施行令178条1項2号が生活の用に供する資産を前提としていると解するならば、同号は趣味等も「生活」に含まれることを前提としているといえるし<sup>(42)</sup>、同号が「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する」資産を「生活に通常必要でない資産」に含めている点は、主として趣味等の目的で保有する資産から生じる損失を所得の処分として、又は担税力の減殺割合が小さいとして、損益通算や雑損控除の適用制限をかけてきたという立法経緯に沿うといえるのではないか。例えば、主として趣味で大量に収集・保有していた絵画が災害等ですべて破損し、価値を失ってしまった場合に、その現状回復のため、相当の出費を要することに伴い、多分に担税力が減殺されるとして雑損控除を適用すべきであろうか。1つ30万円を超えるか否かにかかわらず、これらの絵画については、「災害等によって失われても直ちに生活の基盤が脅かされるものではなく、納税者の担税力が減少するわけでもない」<sup>(43)</sup>のではないか。
- ・ 上記立法経緯について、所得税法におけるこのような態度は、少なくとも昭和37年度改正（あるいは昭和36年度改正）に遡るのであり、平成26年度改正が始まりではないことをどのように考えるか。
- ・ しかも、昭和37年所得税法は、少なくとも形式上、貴金属等や美術工芸品等につい

(41) 酒井克彦「租税法余説第79回 所得税法施行令の二つの条文と『生活』概念」税務事例54巻1号(2022)参照。

(42) 酒井克彦「いわゆる金融商品の損失等を巡る課税上の問題」税大論叢41号392頁(2003)は、生活の概念を限定的に衣食住のみに限定せず、鑑賞という機能を生活から切り離さなければ、貴石や貴金属は生活の用に供する資産となりうるし、所得税法が生活から美術鑑賞を切り離していないことは所得税法施行令25条の書画、こつとう、美術工芸品を「生活に通常必要な動産」と規定していることから窺えることを指摘する。所得税法施行令178条1項2号が生活の用に供する資産を前提としていると解するならば、同号も美術鑑賞を生活から切り離してはいないことになる。

(43) 大阪高裁平成8年11月8日判決(行集47巻11=12号1117頁)参照。

て譲渡益の非課税の対象となる当時の5万円という金額基準を上回るか否かを問わず、「主として個人の趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するもの」については、「生活に通常必要でない資産」に該当するというような規定振りであったし、動産に限定されない「鑑賞の目的となる資産」もこれに該当するという規定振りであったことをどのように考えるか。

ここで挙げたもの以外にも様々な法令解釈の候補が考えられるが、いずれにしても、この辺りの適用関係、優先関係は必ずしも明らかではない。仮に、実物絵画は、特段の事情のない限り、個人が「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する」ものであるといえるため、所得税法施行令178条1項2号に該当し、「生活に通常必要でない資産」に当たるとすると、「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用しているという上記1で示した理解については再考の余地が出てくる。

## VI 結びに代えて

本稿では、営利を目的として継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が他者から購入等したNFTについて、損益通算・雑損控除の適用が排除される「生活に通常必要でない資産」に該当するか否かという点に関して考察を行った。

自己又はその配偶者その他の親族が生活の用に供する「通常生活に必要な動産」を譲渡することにより生じた譲渡益は非課税とされる一方で（所得税9①九、所得税令25）、その譲渡損失はないものとされ、内部通算や損益通算の道は完全に遮断される（所得税9②一）。「生活に通常必要な動産」に係る災害、盗難又は横領による損失については、雑損控除の適用がある（所得税72①）。他方、「生活に通常必要でない資産」に係る譲渡益については、上記の非課税規定の適用がないため、原則に戻って課税される一方、譲渡損失については、内部通算は可能であるが損益通算はできない（所得税69②）。「生活に通常必要でない資産」に係る災害、盗難又は横領による損失について雑損控除は適用されないが（所得税72①）、損失を受けた年分又は翌年分の譲渡所得の金額から控除することができる（所得税62①）。

実物絵画をNFTに紐付けた場合においては、基本的には、その1つの価額が30万円を超えるか否かという形式的な金額基準により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令25、178①三）<sup>(44)</sup>。これと異なり、デジタル絵画をNFTに紐付けた場合においては、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという主たる所有目的により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令178①二）。両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは、所得税法施行令25条において同法9条1項9号の適用対象資産を動産に限定していることが影響

(44) もっとも、所得税法施行令25条各号に掲げられている絵画を含む美術工芸品等や貴金属等に該当するかどうかは先行判断されており、その時点で、趣味、娯楽又は鑑賞といった要素や投資の要素を含む動産であるかが問われていると解することもできるため、単純に金額基準のみで判断されているわけではない。

している。

しかしながら、「生活に通常必要でない資産」に係る損失については、趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く、その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか、担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の控除を制限する趣旨との関係では、「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用することに理由があるかという疑問を提起しうる（前記V1参照）。この辺りの論点については、災害によるNFTの消失、NFTプラットフォームの廃業によるNFTの消失、いわゆるセルフGOXのように誤ったアドレスにNFTを送付してしまった場合の消失、盗難によるNFTの損失などについて、「生活に通常必要でない資産」に係るものとして雑損控除の適用が認められないのか否かという具体的事例を通じて検討することも有益であろう。

もっとも、実物絵画は、特段の事情のない限り、個人が「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する」ものであって、所得税法施行令178条1項2号により、「生活に通常必要でない資産」に該当する（「生活に通常必要な動産」には該当しない）と解するのであれば、上記のとおり、「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用しているという理解については再考の余地が出てくる（前記V3参照）。

最後に、前稿における考察も踏まえて指摘しておく。NFTやデジタル絵画のような新しいものを既存の租税制度の枠組みに落とし込んだ場合、様々な問題点が浮かび上がってくる<sup>(45)</sup>、生活の用に供する資産に関する所得税の法令の各規定振りは非常にわかりにくく、非課税規定、雑損控除、損益通算といった論点につき、統一的に整理する必要がある<sup>(46)</sup>。

本研究はJSPS 科研費19K13498の助成を受けたものである。

(2021.12.3 受稿, 2022.3.4 受理)

---

(45) 暗号資産と所得税法上の損害賠償金に関する規定との関係では、泉絢也「個人が受領する損害賠償金・補償金等と所得課税—ハッキング被害にあった暗号資産交換業者から金銭の補償を受けた場合を素材として—」千葉商大紀要58巻2号12頁以下(2020)参照。

(46) 増井良啓「美術館への美術品譲渡と所得税」税務事例研究60号48頁(2001)参照。



〔抄 録〕

本稿では、営利目的で継続的にNFTの製作や販売を行っているわけではない一般の個人が他者から購入等したNFTについて、損益通算・雑損控除の適用が排除される「生活に通常必要でない資産」に該当するかという点に関して考察を行っている。

実物絵画をNFTに紐付けた場合においては、基本的には、その1つの価額が30万円を超えるか否かという形式的な金額基準により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令25, 178①三）。これと異なり、デジタル絵画をNFTに紐付けた場合においては、「主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産」に該当するか否かという主たる所有目的により、「生活に通常必要でない資産」該当性が判断される（所得税令178①二）。両者の間でこのように取扱いに差異が生じるのは、所得税法施行令25条において同法9条1項9号の適用対象資産を動産に限定していることが影響している。

しかしながら、「生活に通常必要でない資産」に係る損失については、趣味又は娯楽による消費という所得の処分の面が強く、その損失を他の所得から控除するのは不合理であるとか、担税力の減殺度合が小さいといった「生活に通常必要でない資産」に係る損失の控除を制限する趣旨との関係では、「生活に通常必要でない資産」該当性の判断場面において動産であるか否かの影響を大きく受けるような構造を採用することに理由があるかという疑問を提起しうる。